

○総務省告示第九十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和八年三月二十五日

総務大臣 林 芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変 更 後

第2 周波数割当表
[1～7 略]

周波数割当表
[第1表・第2表 略]
第3表 10GHz - 3000GHz

[略]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]		
22-22.14 J39	[略] 移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表 10-1 による。
[略]	[略]		
22.5- 22.55	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表 10-1 による。
22.55- 22.6	[略] 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表 10-1 による。
[略]	[略]		
22.6- 22.74	衛星間 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表 10-1 による。
[略]	[略]		
23-23.2 J39	[略] 宇宙研究 (地球から宇宙) J278	公共業務用 一般業務用	
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	割当ては、別表 10-1 による。

変 更 前

第2 周波数割当表
[1～7 同左]

周波数割当表
[第1表・第2表 同左]
第3表 [同左]

[同左]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]		
[同左]	[同左]	電気通信業務用 公共業務用	
[同左]	[同左]		
[同左]	移動	公共業務用 一般業務用	
[同左]	[同左]	公共業務用	
[同左]	[同左]		
[同左]	衛星間 移動	電気通信業務用 公共業務用	
[同左]	[同左]		
[同左]	[同左]	宇宙研究 (地球から宇宙) J278	
	移動	公共業務用 一般業務用	

一般業務用

[略]

[国内周波数分配の脚注 略]

[別表1-1～別表9-14 略]

別表10-1 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

1 無線設備規則第24条第14項に規定する22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

[表略]

2 無線設備規則第24条第14項に規定する22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

ブロック名	周波数
E1	22.00GHzを超え22.05GHz以下
E2	22.05GHzを超え22.10GHz以下
E3	22.10GHzを超え22.15GHz以下
E4	22.15GHzを超え22.20GHz以下
E5	22.20GHzを超え22.25GHz以下
E6	22.25GHzを超え22.30GHz以下
E7	22.30GHzを超え22.35GHz以下
E8	22.35GHzを超え22.40GHz以下
E9	22.40GHzを超え22.45GHz以下
E10	22.45GHzを超え22.50GHz以下
E11	22.50GHzを超え22.55GHz以下
E12	22.55GHzを超え22.60GHz以下
E13	22.60GHzを超え22.65GHz以下
E14	22.65GHzを超え22.70GHz以下
E15	22.70GHzを超え22.75GHz以下
E16	22.75GHzを超え22.80GHz以下
E17	22.80GHzを超え22.85GHz以下
E18	22.85GHzを超え22.90GHz以下
E19	22.90GHzを超え22.95GHz以下
E20	22.95GHzを超え23.00GHz以下
E21	23.00GHzを超え23.05GHz以下
E22	23.05GHzを超え23.10GHz以下
E23	23.10GHzを超え23.15GHz以下
E24	23.15GHzを超え23.20GHz以下

[別表10-2～別表11-3 略]

[国際周波数分配の脚注 略]

[同左]

[国内周波数分配の脚注 同左]

[別表1-1～別表9-14 同左]

別表10-1 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

[表同左]

[新設]

[別表10-3～別表11-3 同左]

[国際周波数分配の脚注 同左]

備考 番号 [] の記載及び右表規定の11画下線を付した郵便記号を除く全体に付した下線は注記による。